

定期報告対象防火設備等

防火設備等の種別		政令指定	細則指定	報告時期
昇降機※1 (政令第129条の3第1項各号に掲げる昇降機)	エレベーター (労働安全衛生法施行令第12条第1項第6号に規定するものを除く)	○		検査済証交付日が平成5年12月31日以前の場合、 毎年、4月1日から翌年3月30日までに報告
				検査済証交付日が平成6年1月1日以後の場合、 毎年、検査済証の交付日の属する月に相当する月の末日までに報告
	エスカレーター	○		検査済証交付日が平成5年12月31日以前の場合、 毎年、4月1日から翌年3月30日までに報告
				検査済証交付日が平成6年1月1日以後の場合、 毎年、検査済証の交付日の属する月に相当する月の末日までに報告
	小荷物専用昇降機 (フロアタイプに限る)	○		平成28年6月1日に現に存するもの又は検査済証交付日が平成29年5月31日以前の場合、 毎年、4月1日から翌年3月30日までに報告
				検査済証交付日が平成29年6月1日以後の場合、 毎年、検査済証の交付日の属する月に相当する月の末日までに報告
準用工作物※1 (政令第138条第2項各号に掲げる工作物)	○		検査済証交付日が平成5年12月31日以前の場合、 毎年、4月1日から翌年3月30日までに報告	
			検査済証交付日が平成6年1月1日以後の場合、 毎年、検査済証の交付日の属する月に相当する月の末日までに報告	
防火設備 (随時閉鎖式)	政令指定の定期報告対象建築物に設けるもの	○		毎年、7月1日から12月28日までに報告
	以下に掲げる用途に供する部分の床面積の合計が200㎡以上の建築物に設けるもの ・ 病院、診療所 ・ 高齢者等の就寝の用に供する用途	○		
	細則指定の定期報告対象建築物に設けるもの		○	

※1 昇降機、準用工作物については、一般社団法人北関東ブロック昇降機等検査協議会を経由して特定行政庁（ひたちなか市）へ提出されます。

（一般社団法人北関東ブロック昇降機等検査協議会：電話03-3518-5820）